

業庫第37号(例)

2026年6月26日

代 理 店 御 中

日 本 銀 行 業 務 局

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」の一部改正に関する件

「日本銀行の公庫預託金取扱規程の一部を改正する省令」(令和8年財務省令第46号)の施行に伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

なお、沖縄振興開発金融公庫と取引のない代理店においては、本件改正による事務の変更はありませんので、念のため申し添えます。

以 上

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」中一部改正

- 参考書式第108号中「第6号書式」を「第8号書式」に、「公庫預託金の送金又は振込みの請求書」を「公庫預託金支払指図書等」に改める。
  
- 参考書式第108号の備考4.を5.とし、3.を4.とし、2.の次に次の3.を加える。  
  
3. 公庫預託金支払指図書による振込の取消請求を行なう場合にあっては、この様式の小切手の番号欄は記載しないこと。